

運転免許を自主返納した 65歳以上の方を支援します！



【米沢市高齢者運転免許自主返納支援事業】

高齢者の運転による交通事故を減らすため、自主的に運転免許を返納する方を対象にタクシー乗車券を交付しています。

運転に不安を感じている方、家族から返納を勧められている方、運転免許証の返納をご検討ください。

◆支援対象者

次の全てに該当する方

- ① 運転免許を自主返納してから1年以内の方で、この事業にまだ申請していない方
- ② 返納した時点で満65歳以上の方
- ③ この事業の申請時に米沢市に住所を有する方

※ なお、免許証の有効期限の切れているものは該当しません。

◆支援内容

次のうちご希望の乗車券を交付（1人1回限り。いずれも6,000円以内）

- ① タクシー乗車券
- ② のりあいタクシーの回数乗車券

【山上(関根・大沢・大小屋・板谷)、田沢、南原、南部(泉町・諸仏町・太田町4丁目一部)、三沢(築沢)、上郷、広幡、六郷、塩井、窪田、愛宕(遠山町・古志田町・笹野町)、綱木 地区のみ】

◆申請手続き

裏面の高齢者運転免許自主返納支援事業手続きの流れをご覧ください。

【お問い合わせ】

米沢市役所 市民環境部 生活安全課

電話 22-5111

高齢者運転免許自主返納支援事業手続きの流れ

1 有効期限内のすべての運転免許を自主的に返納します。

<返納の手続き先>

① 山形県総合交通安全センター

平日（月曜日～金曜日） 10：00～11：30、14：00～15：30

日曜日のみ 14：00～15：00

② 米沢警察署 平日のみ 9：00～12：00 13：00～16：30

③ 最寄りの交番・駐在所 平日のみ 9：00～15：00

※①の日曜日及び③については事前連絡が必要です。

※①及び②で手続きを行う場合、委任状を持参すれば代理申請が可能な場合があります。



2 「申請による運転免許の取消通知書」が交付されます。



3 米沢市役所生活安全課(1階)で手続きをしてください。

<持ち物>

・印鑑

・運転免許証返納時に交付される「申請による運転免許の取消通知書」の写し

・本人確認できるもの（保険証など）

※代理申請の場合は、代理人を確認できるもの（運転免許証など）と代理人の印鑑もお持ちください。

<申請期限>

「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年間



4 交付手続き終了後、タクシー乗車券を交付します。